

## 資格審査書類（様式 3・4）の記入・提出について

様式第 3 号「類似工事の施工実績調書」及び様式第 4 号「配置予定の技術者に関する調書」については、各様式欄外の注意書き及び以下の要領で記入し、必要書類を添えて提出してください。

なお、様式第 3 号「類似工事の施工実績調書」は、施工実績に関する条件が設定されていない場合には提出不要です。

### 1. 様式第 3 号 類似工事の施工実績調書

(1) 『1. 入札参加工事件名』欄は、入札に参加した案件の整理番号・工事件名を記入してください。

(2) 『2. 施工実績』欄は、入札公告別記 2 「入札参加資格の施工実績に関する条件」を満たす工事について、以下の要領で記入してください。

① 施工実績工事件名

施工実績を満たしている工事件名を記入してください。

② 発注者名・施工場所・契約金額・工期・受注形態

①で記入した工事について、それぞれ記入してください。

③ 工事内容

①で記入した工事について、施工実績を満たしていることが確認できる内容を記入してください。

(3) 添付書類

施工実績を満たしていることが確認できる書類として、CORINS 登録情報の写し、契約書、仕様書、図面、施工証明書等の写しを添付してください。

### 2. 様式第 4 号 配置予定技術者に関する調書

(1) 『1. 入札参加工事件名』欄は、入札に参加した案件の整理番号・工事件名を記入してください。

(2) 『2. 配置予定技術者』欄は、今回の工事に配置を予定している技術者について以下の要領で記入してください。

① 技術者氏名 配置予定の技術者氏名を記入してください。

② 入社年月日 配置予定技術者の入社年月日を記入してください。

③ 取得資格等 配置予定技術者が有している資格について記入してください。

④ 配置役職 従事予定役職の□欄をレ点等でチェックしてください。

※現場代理人のうち、専任指導者とならない場合は、(専任指導者)の記載を二重線で抹消してください。

- ⑤ 確認書類 雇用関係が確認できる書類の□欄をレ点等でチェックしてください。
- ⑥ 兼務等の状況
  - ・他の工事の配置技術者としての従事状況についていずれかの□欄をレ点等でチェックしてください。
  - ・建設業法に規定する営業所の技術者としての専任状況についていずれかの□欄をレ点等でチェックしてください。

(3) 『3. 施工経験』欄は、入札参加条件に配置予定技術者の施工経験等を求めている場合に以下の要領で記入してください。

- ① 施工実績工事件名 施工実績を満たしている工事件名を記入してください。
- ② 発注者・契約金額・工期 ①で記入した工事についてそれぞれ記入してください。
- ③ 受注形態・従事役職
  - ①で記入した工事についてそれぞれ□欄にレ点等でチェックしてください。
- ④ 工事内容  
配置予定技術者が施工経験等の条件を満たしていることが確認できる内容を記入してください。

(4) 添付書類

- ① 配置予定技術者の資格を証明するものの写しを提出してください。  
当該工事に監理技術者として配置する場合は、国土交通大臣登録講習（指定講習）実施機関発行の講習修了証の写しを提出してください。
- ② 雇用関係が確認できる書類の写しを提出してください。
- ③ 兼務等の状況を確認できる書類（経営事項審査時に許可行政庁に提出した技術職員名簿等、他工事に従事している場合は、従事中の工事一覧又はCORINS登録情報等）の写しを提出してください。
- ④ 入札参加条件に施工経験等を求めている場合には、その実績を確認できる書類として、CORINS登録情報の写しまたは施工証明書等を提出してください。  
提出書類が「様式第3号 類似工事の施工実績調書」の提出書類と重複する場合は、不要です。
- ⑤ 主任技術者等の配置予定の特例の対象工事に該当する場合は、各対象工事の要件について確認できる資料を提出してください。

※ 配置予定技術者に経験の浅い技術者を配置し、現場代理人に熟練の技術者（専任指導者）を配置する場合には、現場代理人についても上記にならない作成し提出してください。

（この場合、「配置予定技術者用」1部及び「現場代理人（専任指導者）用」1部の計2部提出となります）

※ 本工事の配置技術者を他の工事の配置技術者と兼務させる（予定を含む）場合は、入札参加申請前に、当該他の工事担当部署に本工事との兼務が可能であることを確認すること。

※ 入札参加資格において担当技術者の配置を要件とする場合には、担当技術者についても

上記にならない作成し提出してください。なお、「配置役職」欄は「その他」とし、括弧内に「担当技術者」と記載してください。

(この場合、「配置予定技術者用」及び「担当技術者用」の2部提出となります)